

# CLAIR REPORT No. 386

## オーストラリアの予算編成過程について

Clair Report No. (Apr 11, 2013)  
(財)自治体国際化協会 シドニー事務所



財自治体国際化協会

CLAIR REPORT

CLAIR REPORT



102-0083

1-7

( )

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

はじめに

当レポートは、オーストラリアの各行政レベルの予算編成過程についてまとめたものである。

調査対象は、連邦政府、ニューサウスウェールズ州（NSW 州）及び西オーストラリア州（WA 州）の州都パース近郊のメルビル市（City of Melville）としている。

オーストラリアの予算制度等についてまとめた文献はあるが、地方自治体を含めた予算編成過程について包括的にまとめた日本語文献はあまり見られず、本稿によって当地の予算編成過程の実情を理解する一助となれば幸いである。

（財）自治体国際化協会 シドニー事務所長

（注1）本文中では州の名称を以下のとおり省略する。

NSW 州：ニューサウスウェールズ州	SA 州：南オーストラリア州
VIC 州：ビクトリア州	WA 州：西オーストラリア州
QLD 州：クイーンズランド州	TAS 州：タスマニア州

（注2）本文中では特に断りが無い限り、州および特別地域を総称して「州」と記述する。

## 目次

### 概要

序章	オーストラリアの連邦政府・州政府・地方自治体の関係	1
第1節	オーストラリアの各政府部門の所掌事務	1
第2節	オーストラリアと日本の政府部門における歳出比較	2
第3節	オーストラリアと日本の政府部門における税込及び歳入比較	2
第1章	オーストラリア連邦政府の予算編成過程	4
第1節	概要	4
第2節	連邦政府の歳入歳出構造（2012/2013年度予算）	4
第3節	予算編成過程に関する関係機関	5
(1)	内閣府戦略的優先事項・予算委員会（旧上級審査会）（Strategic Priorities and Budget Committee of Cabinet）	5
(2)	歳出審査委員会（Expenditure Review Committee）	5
(3)	首相・内閣府（Department of the Prime Minister and Cabinet）	6
(4)	財務省（The Treasury）	6
(5)	予算・規制緩和省（Department of Finance and Deregulation）	6
(6)	その他の各省庁	6
(7)	連邦議会上院評価委員会（Senate Estimates Committees）	6
第4節	予算編成の主要な段階	6
(1)	9月 予算編成の書簡の準備	6
(2)	10月 内閣戦略的優先事項・予算委員会	6
(3)	1月～2月 各省庁の予算提案書	7
(4)	見積もり	7
(5)	歳出審査委員会と予算内閣	8
(6)	予算書	8
(7)	予算案発表	8
(8)	連邦議会上院	10
(9)	連邦議会上院及び連邦議会上院評価委員会	10
(10)	前年度決算報告書	11
(11)	中間経済・財政見通し(Mid-Year Economic and Fiscal Outlook:MYEF)	11
第2章	NSW州政府の予算編成過程	12
第1節	NSW州政府の歳入歳出構造	12
第2節	NSW州政府の予算編成過程	14
(1)	9月 将来の予算見積もり	14
(2)	11月 修正提案	14
(3)	12月～2月 予算委員会の開催	14
(4)	3月 予算配分文書の通知	14
(5)	4月 予算委員会での審議・可決	14

(6)	5月 NSW州議会への上程.....	14
(7)	6月 NSW州議会での審議・可決.....	14
第3節	NSW州議会における予算案の審議.....	14
(1)	NSW州議会の役割.....	15
(2)	評価委員会.....	15
(3)	NSW州議会が予算案を可決しなかった場合.....	15
第3章	地方自治体の予算編成過程.....	17
第1節	総合戦略プラン.....	17
(1)	WA州地方自治体が作成する総合戦略プラン.....	17
(2)	総合戦略プラン.....	17
(3)	総合戦略プランの導入の背景.....	19
(4)	地域社会計画.....	19
(5)	地域行動計画.....	20
(6)	メルビル市の地域社会計画とWA州政府の総合計画との関連性.....	21
第2節	メルビル (Melville) 市.....	23
(1)	メルビル市の概要.....	23
(2)	メルビル市の組織構造.....	24
(3)	メルビル市の歳入歳出構造.....	24
(4)	同規模の人口・面積を持つ日本の地方自治体との比較.....	25
第3節	メルビル市における予算編成.....	27
(1)	7月下旬 地域行動計画の更新等.....	27
(2)	9月下旬 各種計画の決定.....	27
(3)	10月中下旬 長期財政計画の更新等.....	27
(4)	11月上旬 各年度の予算編成の始動.....	27
(5)	12月中旬 予算編成基準等.....	27
(6)	1月末～4月 予算編成基準について庁内説明及び予算案の完成.....	27
(7)	5月上旬～6月末 地方自治体議会への説明及び承認.....	27

おわりに

【参考文献等一覧】

## 概要

### 序章 オーストラリアの連邦政府・州政府・地方自治体の関係について

本章では、オーストラリアの予算編成過程を理解するにあたって前提となる、オーストラリアの連邦政府・州政府・地方自治体の役割について紹介している。

### 第1章 オーストラリア連邦政府の予算編成過程

第1章では、オーストラリア連邦政府の予算編成過程について紹介している。

### 第2章 NSW 州政府の予算編成過程

第2章では、NSW 州政府の予算編成過程について紹介している。

### 第3章 地方自治体の予算編成過程

第3章では、地方自治体の予算編成について、実際の地方自治体へのインターンシップの経験を元に、その取組みを紹介している。

## 序章 オーストラリアの連邦政府・州政府・地方自治体の関係

本章では、オーストラリアの予算編成過程を理解するにあたって、日本の国・都道府県・市町村の各行政レベルとは異なるオーストラリアの連邦・州・地方自治体の事務分担を中心として触れる。

### 第1節 オーストラリアの各政府部門の所掌事務

まず、はじめに、連邦政府、州政府及び地方自治体の各行政レベルにおける事務についてであるが、[表-1]のとおりとなっている。日本では、市町村の事務とされている消防・救急及び初等教育・中等教育（前期課程）などの業務は、オーストラリアでは、すべて州政府が実施している。オーストラリアの各州政府は、連邦政府及び各州政府の憲法上<sup>1</sup>、広範な役割が与えられている。これは、各州政府は、連邦政府や地方自治体より前に設立されており、1901年の連邦国家成立以前にそれぞれ憲法等を有していたという歴史的背景もあり、各州は現在も独立した立法機能と行政権を有している。

各州内に存在する地方自治体は、各州の地方自治体法により設置されているとともに、その権限、義務及び機能も同法で規定されている。

なお、連邦政府は、地方自治体に対する管理や規制を直接行っておらず、資金援助などを通じて地方自治体の活動を支援している。

[表-1] 所掌事務

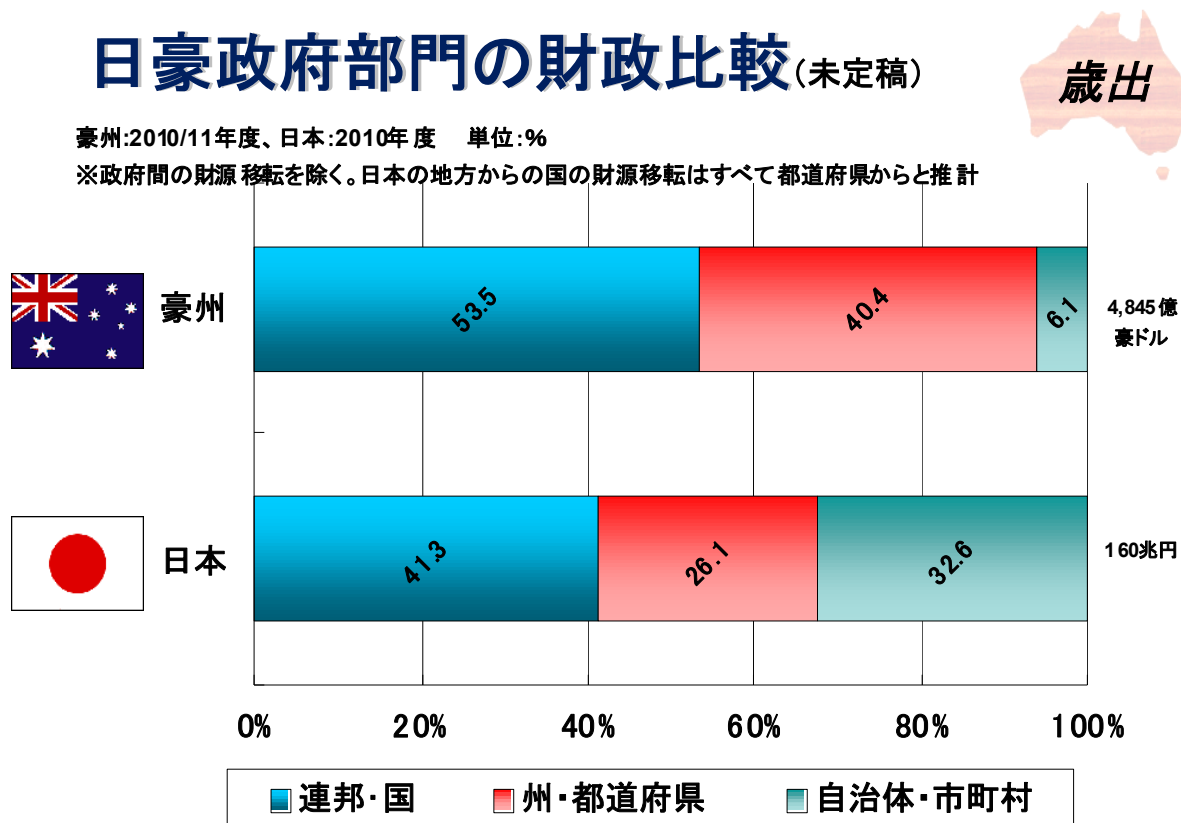
連 邦	州・特別地域		地方自治体
専属的権限	共管的権限	その他の権限	
連邦に専属する権限 (連邦憲法に規定)	連邦政府と州政府が 行使し得る権限 (連邦憲法に規定)	専属的権限・共管的 権限以外の権限	各州地方自治法等に より付与された権限 (個別授権→広範化)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税・物品税の課税</li> <li>・貨幣製造</li> <li>・連邦憲法改正の発議</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税及び物品税以外 の課税</li> <li>・防衛</li> <li>・外交</li> <li>・社会福祉</li> <li>・年金</li> <li>・郵便制度</li> <li>・度量制度</li> <li>・銀行運営</li> <li>・著作権制度 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・消防</li> <li>・救急</li> <li>・教育、公立学校</li> <li>・公立病院</li> <li>・環境保全 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方道整備</li> <li>・ごみ収集</li> <li>・建築確認</li> <li>・土地利用計画</li> <li>・山火事対策</li> <li>・公衆衛生</li> <li>・ダイケア</li> <li>・動物管理</li> <li>・資産税の課税 等</li> </ul>

<sup>1</sup>COMMONWEALTH OF AUSTRALIA CONSTITUTION ACT - Sect 51 及び各州政府の憲法。NSW 州政府の場合、New South Wales Consolidated Acts 1902 - Sect 5

## 第2節 オーストラリアと日本の政府部門における歳出比較

州政府の権限が強いオーストラリアでは、日本と歳出予算規模を比較した場合、[図-1]のとおりとなる。具体的には、日本の場合、国：都道府県：市町村＝41.3：26.1：32.6となるが、オーストラリアの場合、連邦政府：州政府：地方自治体＝53.5：40.4：6.1となり、地方自治体の歳出割合は、極めて少ない。

[図-1]



出所:豪州政府統計局(ABS)5512.0、財務省財政関連資料、総務省地方財政白書から作成

## 第3節 オーストラリアと日本の政府部門における税収及び歳入比較

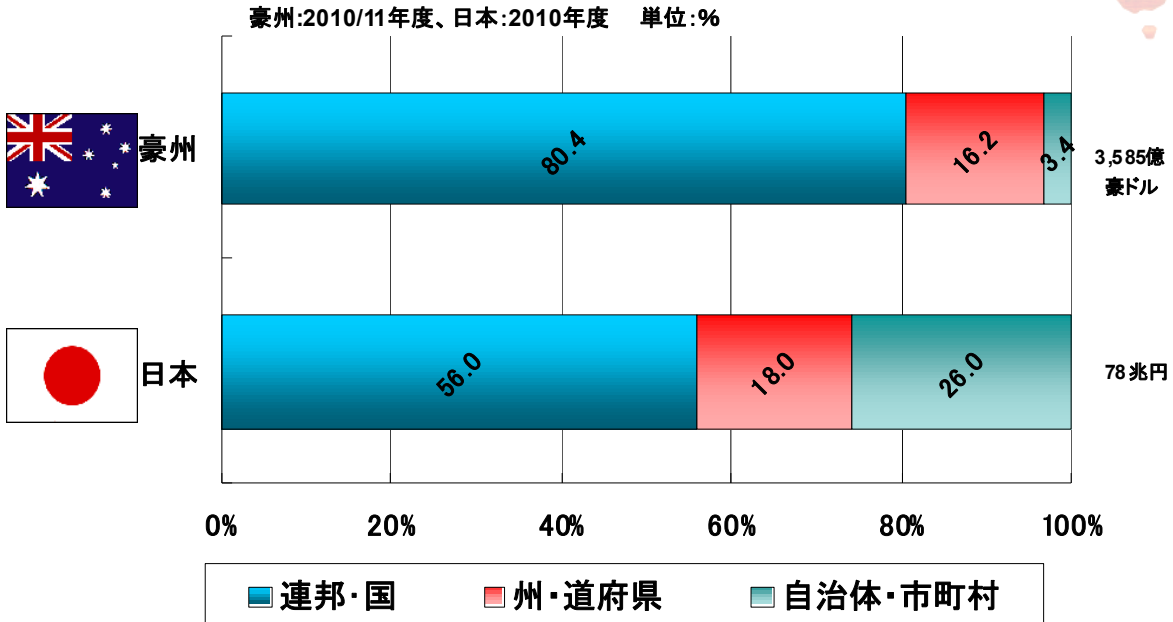
オーストラリアと日本の税収構造を比較した場合、[図-2]のとおりとなる。日本では、国：都道府県：市町村＝56.0：18.0：26.0となるが、オーストラリアは、連邦政府：州政府：地方自治体＝80.4：16.2：3.4となる。

歳入内訳は、[図-3]のとおりとなっており、連邦政府の場合、個人所得税 44.8%、法人所得税 21.0%、GST15.6%、酒類・タバコ・揮発油等税 8.6%、その他 10%、州政府の場合、GST等を原資とした連邦交付金 42.9%、使用料・手数料 9.7%、給与税 9.0%、印紙税 6.2%、自動車税 3.7%、土地税 3.0%、ギャンブル税 2.6%、その他 22.9%、地方自治体の場合、資産税 37.0%、使用料・手数料 25.3%、連邦・州政府交付金 10.1%、その他 27.6%となっている。



[図-2]

# 日豪政府部門の財政比較(未定稿)



出所: 豪州政府統計局(ABS)5506.0、総務省地方財政白書から作成

注: 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県に含まない

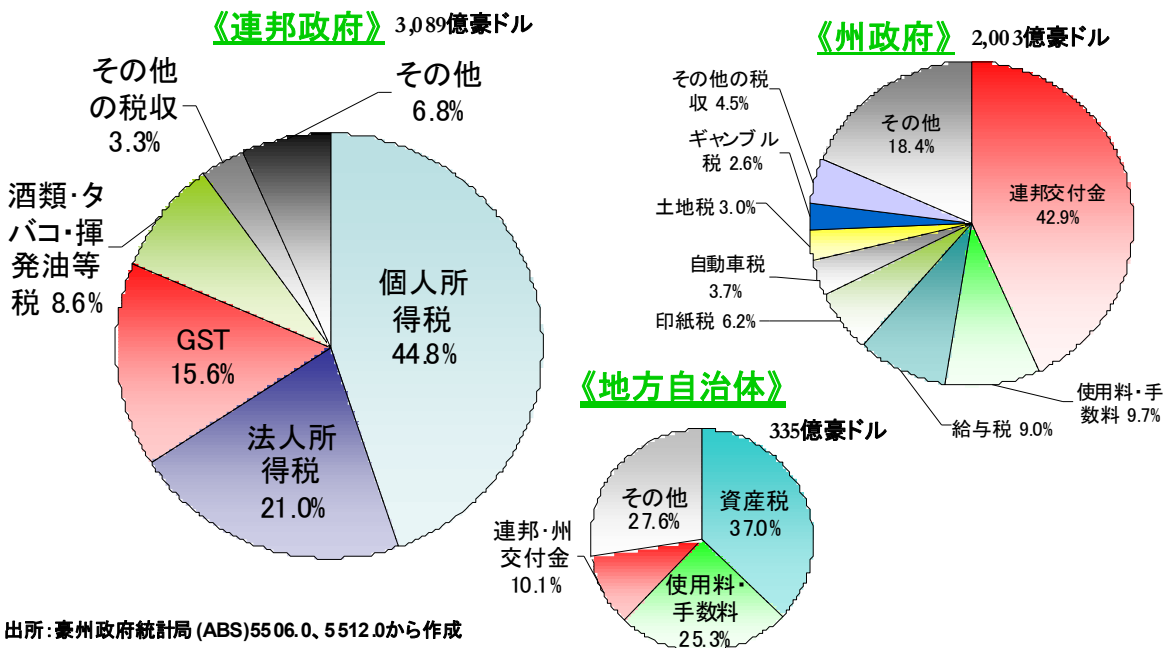
[図-3]

# 各政府の財政



## 政府段階別歳入内訳

2010/11年



## 第1章 オーストラリア連邦政府の予算編成過程

### 第1節 概要

毎年5月に公表される連邦政府の年度予算案は、オーストラリア国内の政治・経済・社会に重要な意味を持つ。予算規模は、オーストラリアの国内総生産（GDP）の4分の1に相当する。

日本では、4月1日から翌年3月31日が予算会計年度となるが、オーストラリアにおいては、7月1日から翌年6月30日までが予算会計年度となっている。

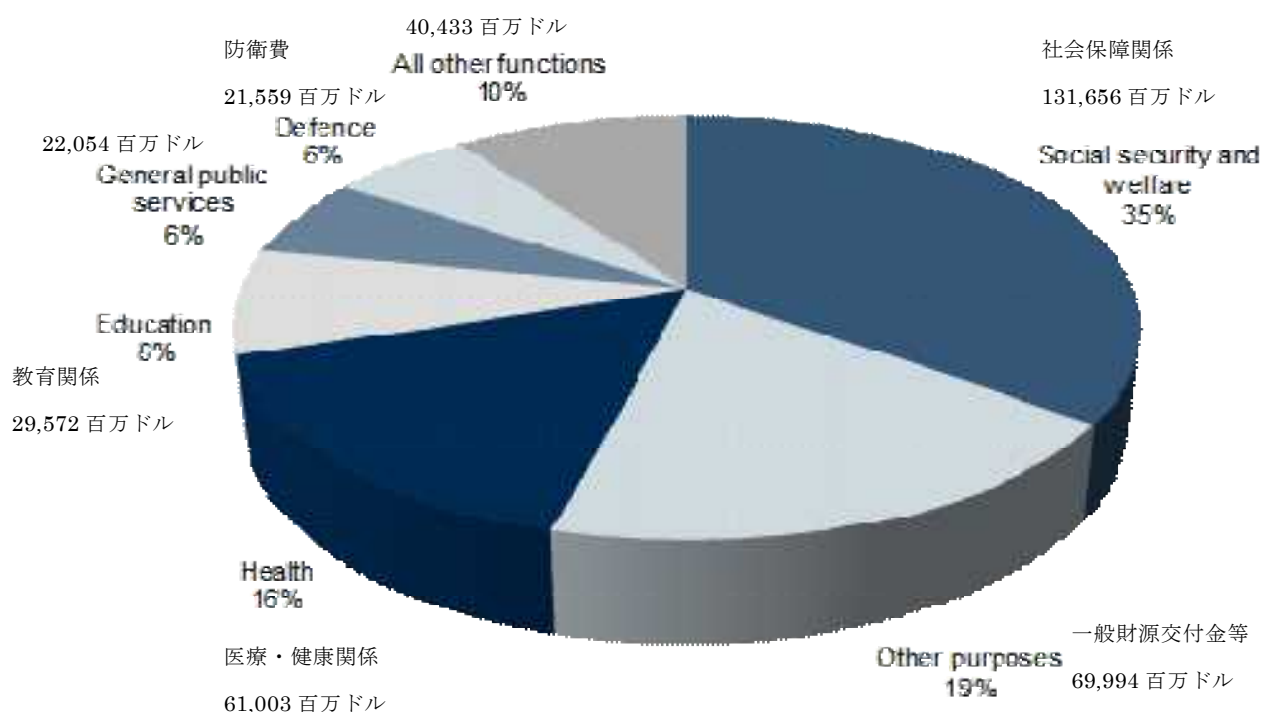
### 第2節 連邦政府の歳入歳出構造<sup>2</sup>（2012年/2013年度予算）

2012年5月8日に、財務大臣によって発表された2012/13年度予算の歳入は、3,761億ドル、歳出については、3,763億豪ドルであるが、資産売却等によって、25億ドルの財政黒字を目標にしていた。

歳入3,761億ドルの内訳は、個人所得税1,630億50百万ドル（43%）、法人税750億32百万ドル（20%）、GST504億86百万ドル（13.4%）<sup>3</sup>、物品税268億85百万ドル（7%）、炭素価格制度76億90百万ドル（2%。2012年7月からの新制度）、資源利用税74億10百万ドル（2%）、関税73億70百万ドル（2%）等となっている。

また、歳出3,763億ドルの内訳は、高齢者、子育て支援、障がい者、退役軍人、介護、

[図-4] 連邦政府歳出内訳



<sup>2</sup>[http://www.budget.gov.au/2012-13/content/bp1/html/bp1\\_bst6-01.htm](http://www.budget.gov.au/2012-13/content/bp1/html/bp1_bst6-01.htm)

<sup>3</sup>消費税（Goods and Services Tax）

失業者等に対する社会保障関係支出が 1,317 億ドル (35%)、各州への一般財源交付金等が 700 億ドル (19%)、メディケア給付及び医薬品給付制度等の医療・健康関係支出が 610 億ドル (16%)、私立学校も含めた教育関係費支出が 296 億ドル (8%)、一般行政サービスが 221 億ドル (6%)、防衛費が 216 億ドル (6%)、その他歳出が 403 億ドル (10%) となっている ([図-4]参照)。

### 第 3 節 予算編成過程に関する関係機関

予算編成過程において、最も関心が集まるのは、5 月第 2 火曜日の予算発表日<sup>4</sup>の夜である。日本の場合に当てはめれば、例年、年末に行われる翌年度政府予算案の閣議決定に相当するともいえる。

連邦政府における予算編成の開始時期は、前年 9 月に始まる。予算編成には、多くの関係機関が携わっており、それぞれの機関の概略を説明する。

#### (1) 内閣戦略的優先事項・予算委員会 (旧上級相審査) (Strategic Priorities and Budget Committee of Cabinet)

内閣戦略的優先事項・予算委員会は、各予算編成の開始時に、政府が財政戦略と優先政策を確立するための正式な内閣委員会である。首相を委員長とし、副首相、財務大臣、予算・規制緩和大臣が委員となる。なお、これ以外の大員は、所管する省庁が提出した歳出提案についての協議の間、内閣戦略的優先事項・予算委員会への参加が認められることとなる (第 4 節 (2) 参照)。

#### (2) 歳出審査委員会 (Expenditure Review Committee)

歳出審査委員会は、通常は 3 月に数回の会合を開催しており、政府の政策に沿った予算の策定に責任を持ち、各省庁から提出され、内閣戦略的優先事項・予算委員会に承認された新しい政策提案に予算をつけ、どの程度の額が適当かを内閣に提言する責任を持っている。

また、合わせて、予算執行の効率化についての提案及び継続事業についての支出の審査をしている。

歳出審査委員会は、内閣委員会の一つであり、予算・規制緩和省及びその他の省庁から提出された予算提案書を用いて、提言を作成している (第 4 節 (5) 参照)。

歳出審査委員会のメンバーは、副首相と委員長である財務大臣のほか、貿易大臣、金融サービス・年金大臣、家族・住宅・地域サービス・先住民問題大臣、予算・規制緩和大臣及び財務副大臣によって構成されている<sup>5</sup>。なお、その他の大臣は、管轄する省庁に関連する新規政策についての協議の間のみ、歳出審査委員会に参加することとなる。

<sup>4</sup>予算案について議会で審議する最初の夜である。会期は通常、6 月末まで続く。

<sup>5</sup>Australian Government, 'Expenditure review committee', Government online directory website, viewed 17 March 2010

### (3) 首相・内閣府 (Department of the Prime Minister and Cabinet)

首相・内閣府は、各省庁と予算及び政策などについて協議する。

### (4) 財務省 (The Treasury)

経済アセスメント、財政見通し及び税収の概算に責任を持つ。税制、年金、その他の福祉の支払い、切手及び統計情報などの分野を担当しており、マクロ経済、ミクロ経済改革、社会政策、租税政策及び国際協定などを所管している。

### (5) 予算・規制緩和省 (Department of Finance and Deregulation)

予算書案の準備と将来的な見積もり（財政フレームワーク）の準備を調整し、歳出及び税外収入報告書に責任を持つ。規制緩和改革など幅広い政策分野に携わっている。

### (6) その他の各省庁

(1) から (5) 以外の省庁は、予算の見積もり及び関連情報の提出などにより、予算編成に携わることとなる。

### (7) 連邦議会上院評価委員会 (Senate Estimates Committees)

予算書案が提出された後、政策を立案する各省庁の大臣と政策を実行する各省庁の担当者への出席を要求し、説明を求め審議を行う。

なお、予算編成過程としては、連邦議会下院では、原則として、特別の委員会審議は行われない。

## 第4節 予算編成の主要な段階

本節では、予算編成の主要な段階について説明することとしたい。オーストラリア連邦政府予算については、第1節で説明したように、会計年度が7月1日から始まるため、通常は、6月末までに議会を通過する。

### (1) 9月 予算編成の書簡の準備

予算編成過程における最初の段階として、前年9月に、財務大臣と予算・規制緩和大臣は、内閣に提出する予算過程と予定表に関する提案文書（いわゆる予算編成の書簡）を準備する。続いて、予算・規制緩和省は、歳出審査委員会が予算案を検討する際の過程と予定表を策定する。

### (2) 10月 内閣戦略的優先事項・予算委員会

10月に首相は、各大臣に対し、新政策の提案を提出するよう書面で要請する。財務省、予算・規制緩和省及び首相・内閣府の担当者は、各省庁から提出された新政策の提案内容を精査し、コメントを加える。

新政策の提案とコメントは、内閣戦略的優先事項・予算委員会に送られる。

内閣戦略的優先事項・予算委員会は、各省庁から提案された新政策の内容を審査し、それらが政府の優先事項と一致しているか判断する。

各省庁の大臣は、内閣戦略的優先事項・予算委員会が新政策の提案を承認したかどうかを知らされ、承認された新政策の提案については、歳出審査委員会の検討を受けることができるため、より具体化させることとなる。

### (3) 1月～2月 各省庁の予算提案書

内閣戦略的優先事項・予算委員会による新政策提案の承認を経て、各省庁は歳出審査委員会による審査を受けるため、1月から2月にかけて予算提案書の準備を行うこととなる。

各省庁の予算提案書は、すべての提案及び予算執行の効率の可能性について概説する。各省庁は、予算提案書の費用を見積もり、また、予算・規制緩和省と費用について合意する。各省庁の予算提案書は、意見調整のために回覧され、通常は2月後半に内閣事務局に提出される。

各省庁の予算提案書には、各省庁が準備した費用回収計算書 (cost recovery statements)<sup>6</sup>が添付される。予算・規制緩和省は、費用回収計算書をすべて精査し、連邦政府の費用回収政策 (cost recovery policy) との整合性について政府に説明することとなる。

### (4) 見積もり

#### ①当該年度予算の見積もり

当該年度の予算の歳出及び歳入の見積もりを精緻に行う。

#### ②将来見積もり

将来見積もりとは、当該年度予算から3年間の見積もりのことである。具体的には、2011/12年度予算では、2012/13年度と2013/14年度、2014/15年度の見積もりが必要となる。

なお、将来見積もりは、年3回改定され、

- ・2月 各省庁の予算提案書などの最新情報に基づいて、歳出審査委員会が、新しい政策提案に予算をつけ、どの程度の額が適当かを提言することができるように改定される。
- ・4月 予算閣議が、新たな政策について一致した後、予算書及び歳出予算法案の準備のため改定される。
- ・10月 当該財政年度の間接経済・財政見通し (第4節 (11) 参照) のために

---

<sup>6</sup>Australia Government Cost Recovery Guidelines July 2005 (Australian Government Department of Finance and Administration)

改定される。

予算・規制緩和省は、各省庁の将来見積もりを含むすべての見積もりを統合し、一般政府部門の見積もりを作成することとなる。

#### (5) 歳出審査委員会と予算閣議

歳出審査委員会は、従前は、予算編成の最初の過程で、数週間かけて会合を開いていたが、ラッド政権以後は、財政規律を確立し、緊急の財政出動の審査に責任を持たせるため、年間を通じて開催できるようになっている<sup>7</sup>。

4月に提出される歳出審査委員会の提言は、全閣僚による予算閣議に報告され、予算閣議では、歳出審査委員会のすべての提言について協議を行う。

#### (6) 予算書

4月の歳出審査委員会の予算提言を元に、各省庁は予算書、特に収支予算書<sup>8</sup>及びリスク報告書<sup>9</sup>の作成を行う。また、各省庁は、歳入・歳出予算法案の草案作成のための関係資料の提出などを行う。

#### (7) 予算案発表

5月第2火曜日の予算案発表日の夜に、連邦議会下院において、財務大臣による予算演説が行われる。予算演説は、伝統的に午後7時30分に始まり、約30分続くことになる<sup>10</sup>。演説は、オーストラリアン・ブロードキャスティング・コーポレーション（ABC放送。日本放送協会（NHK）と同様の公共放送機関）が放送し、後日、野党党首の「返答」が放送される。予算案発表の際には、連邦政府は、予算書案及び歳入・歳出予算法案第1号、第2号を発表するとともに、それらを連邦政府の予算案ウェブサイト<sup>11</sup>に掲載する。予算案が5月に発表される慣習は、1993/94年度予算から始まっており、それ以前の予算案の発表は、8月であった。

歳入・歳出予算法案には、第1号（Appropriation Bill No,1）と第2号（Appropriation No,2）がある。第1号は、一般行政経費（通常サービス）、第2号は、地方自治体に対する特定目的交付金や新規施策などが規定<sup>12</sup>されている。

---

<sup>7</sup>L Tanner (Minister for Finance and Deregulation), National Press Club address, media release, 6 February 2008

<sup>8</sup>Portfolio budget statements (PBS)

<sup>9</sup>将来の見積もりに影響を与えるような経済パラメーターや偶発債務などの変化について議論される。

<sup>10</sup>W Swan (Treasurer), Budget speech: 2009-10, Commonwealth of Australia, Canberra, 2009, <http://www.Budget.gov.au/2009-10/content/speech/html/index.htm>

<sup>11</sup><http://www.Budget.gov.au>

<sup>12</sup>1965年に連邦議会政府上院と政府で締結した協定(Compact of 1965)により、①公共投資、②土地及び建物の購入、③施設の整備費、④連邦憲法第96条の規定に基づいた州政府・地方自治体への交付金、⑤新規施策経費が、第2号に規定されている経費である。

また、予算書案には4つ書類があり、主な概要は次のとおりである。

① 予算書案第1号：当該年度の予算戦略と見通し

メインとなる予算書である。例えば、2009/10年度の予算書案第1号は10の報告書を含み、特に、財政政策、経済見通し、成長予測の根拠をなす前提、歳入、歳出、その他の問題を扱う。予算書案第1号は、予算公正憲章法の規定に基づき、経済・財政見通しなどが掲載されている。

**【報告書1】 予算概要**

財政・経済見通し、財政政策、政府の優先事項を扱っている。報告書1には、予算総額を示す表が含まれて掲載されている。

**【報告書2】 経済見通し**

国内、世界経済の成長及び両者が持つ不確実性について掲載されている。

**【報告書3】 財務戦略と見通し**

財務戦略、戦略に対する財政見通しの評価及び中期的な財政見通しが掲載されている。

**【報告書4】 予算の持続可能性の評価**

経済の様々な側面について検討している。報告書4は、税制改革、生産性、失業、交易条件などの状況などが掲載されている。

**【報告書5】 歳入**

当年度予算及び将来の年度の歳入見通しがある。物品・サービス税 (Goods and Services Tax : GST) についてのより詳細な情報は、予算書案第3号にある。また、別表には、より有用な情報が含まれており、例えば、付属書Cには、2000/01年度からの歳入の履歴のほか、当年度予算および以降の年度の歳入の予想が含まれて掲載されている。

**【報告書6】 歳出と投資的経費**

予算書案の歳出の情報である。防衛、教育、保険、社会保障・福祉などに分類されている。この報告書の別の部分では、投資的経費も掲載されている。付属書Cは、歳出及び省庁別の必要な職員数が含まれて掲載されている。

**【報告書7】 資産及び負債**

2つの情報からなる。1つ目は、政府の主要資産及び負債管理である。2つ目は、財務省発行の長期債と中期債など政府借入金を扱い、政府の借入状況管理が掲載されている。

**【報告書 8】 リスク報告書**

予算案の作成のための前提となるリスク情報である。リスクには、経済情勢の変化や今後の債務の可能性及び政府保証についてのリスクが含まれて掲載されている。

**【報告書 9】 予算財務諸表**

この報告書は、政府の 3 つの分野である一般政府、公共機関（非金融）、公的金融機関の財務諸表が含まれて掲載されている。財務諸表は、オーストラリア会計基準審議会（The Australian Accounting Standards Board : AASB）の基準に従って策定されている。

**【報告書 10】 過去のデータ**

歳入・歳出及び決算並びに債務などのデータが掲載されている。場合によっては、1970 年代初めに遡ったデータもある。報告書 10 は、補正予算も含んでいる。

**② 予算書案第 2 号 : 当該年度の予算措置**

当該年度の予算措置では、税制の改正や新プログラムなど、政府が予算案で提示したすべての措置を説明する。個々の措置は、省庁別に記載される。予算書案第 2 号は、歳入、歳出、資本の 3 つの部門で構成される。各部分の最初には概略が掲載されている。

**③ 予算書案第 3 号 : 当該年度の連邦政府から各州及び地方自治体への支出**

予算書案第 3 号は、連邦政府から各州及び地方自治体への歳出が掲載されている。各州及び地方自治体への歳出は、GST 交付金の交付予定額、教育や保健、特定のインフラプロジェクトなどのための連邦政府特定目的交付金などがある。

**④ 予算書案第 4 号 : 当該年度の各省庁別歳出**

各省庁別の歳入及び歳出並びに特別会計である。予算書案第 4 号には、要約（全 13 ページ）を含んでいる。

**(8) 連邦議会下院**

5 月に発表された予算書案及び歳入・歳出予算法案第 1 号、第 2 号については、連邦憲法第 53 条の規定に基づき、連邦議会下院に提出され審議される。連邦議会下院での可決後、連邦議会上院へ送付される。

**(9) 連邦議会上院及び連邦議会上院評価委員会**

5 月第 2 週の火曜日に連邦議会下院に提出された予算書案及び歳入・歳出予算法



案第 1 号、第 2 号は、同日に、連邦議会上院にも参考資料として配布され、連邦議会上院における財務大臣の代表議員が、スピーチを行う。その後、連邦議会上院評価委員会が、通常は 5 月の最終週から 6 月の最初の週<sup>13</sup>に開催され、各省庁の収支予算書を中心に審議を行う。連邦議会上院評価委員会では、外務委員会、国防委員会及び経済貿易委員会など、各省庁単位の分科委員会に分かれており、個別の省庁を管轄する分科委員会が審査をすることにより、当該省庁のすべての歳入と歳出を審議する。

連邦議会上院評価委員会の手続きは通常、予算書案及び歳出予算法案が 6 月末までに上院議會を通過するのに間に合うように審議を終了する。

連邦議会上院評価委員会の評価の過程は、連邦政府上院のウェブサイト上に議事録が公開<sup>14</sup>されており、文書での質問に対する回答も、個別に公表されている。

#### (10) 前年度決算報告書

10 月に、各省庁から前年度決算報告書が提出される。この前年度決算報告書には、財政情報の他、各省庁の達成度の情報などが含まれている。なお、首相・内閣府は、前年度決算報告書に記載すべき要件を公表<sup>15</sup>しており、各省庁は、この要件に沿って作成する。

#### (11) 中間経済・財政見通し (Mid-Year Economic and Fiscal Outlook : MYEFO)

予算公正憲章法<sup>16</sup>により、財務相は各年度の 1 月末又は直近の予算案の発表後 6 カ月以内のいずれか遅い期日までに、中間経済・財政見通しを発表し、提出しなければならない。

中間経済・財政見通しにおいては、一般政府部門の財務諸表が最新の状態で更新され、予算案の発表以降の歳出と歳入に影響を与える内容を包含しており、早ければ 10 月、遅くとも 12 月には発表されている。

なお、ラッド前政権は 2009 年 2 月、オーストラリア建設・雇用計画財政刺激策の発表に伴い、「最新の経済・財政見通し (Updated Economic and Fiscal Outlook)」を公開したが、この文書の公開は初めてで、MYEFO の補足的な役割を担っている。

---

<sup>13</sup> Parliament of Australia, Senate, 'Senate estimates', Senate website, viewed 11 January 2010, <http://www.aph.gov.au/Senate/estimates/index.htm>

<sup>14</sup>Parliament of Australia, Hansard, 'Senate Committees', Hansard website, viewed 26 February 2010, <http://www.aph.gov.au/hansard/senate/commttee/comsen.htm>

<sup>15</sup>Department of the Prime Minister and Cabinet (PM&C), Requirements for annual reports for departments, executive agencies and FMA Act bodies, Commonwealth of Australia

<sup>16</sup>予算公正憲章法第 16 条

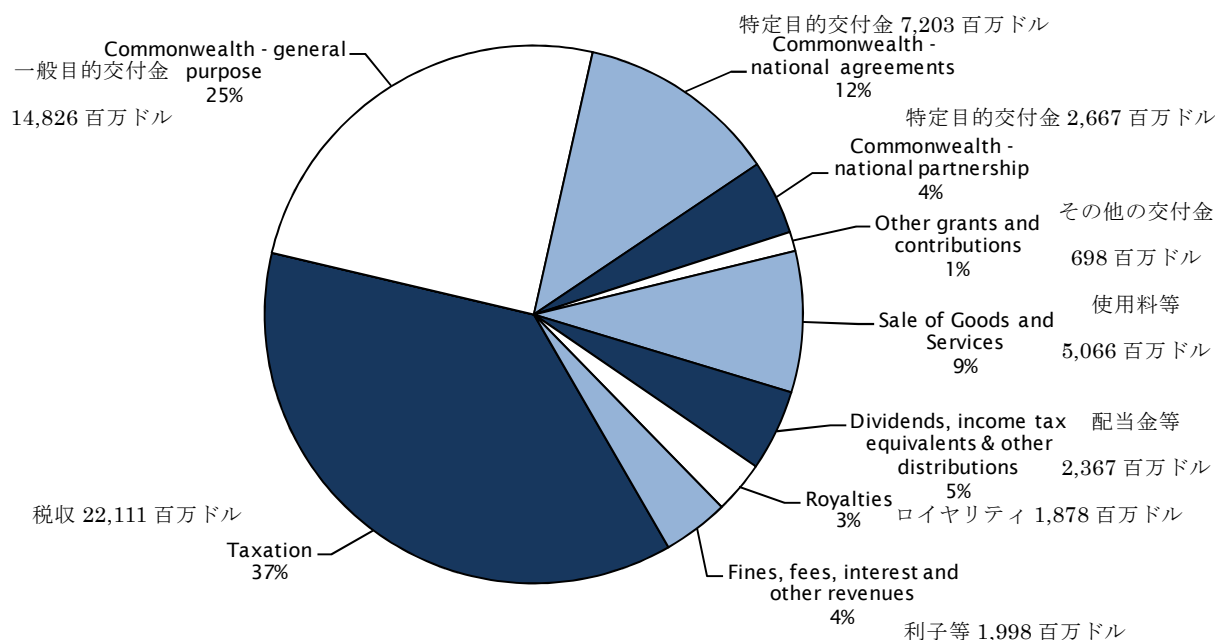
## 第2章 NSW州政府の予算編成過程

### 第1節 NSW州政府の歳入歳出構造

NSW州政府においても、連邦政府と同様、7月1日から翌年6月30日までが予算会計年度となっている。2012年6月12日12時に、NSW州政府財務大臣が発表した2012/2013年度予算案では、歳入597億27百万ドル（1ドル=83円で、4兆9,634億円）であり、歳出は、605億52百万ドル（5兆258億円）で、824百万ドル（683億円）の赤字となっている。赤字の要因としては、連邦政府からのGST交付金が予想より51億ドル下回ったこと等による。

歳入については、税収が37%、連邦政府からの一般目的交付金25%、6つの分野（健康・教育・労働訓練・公営住宅・障がい者サービス・先住民対策）に特化した連邦政府特定目的交付12%、特定のインフラプロジェクトなどのための連邦政府特定目的交付金4%等となっている（[図-5]参照）。

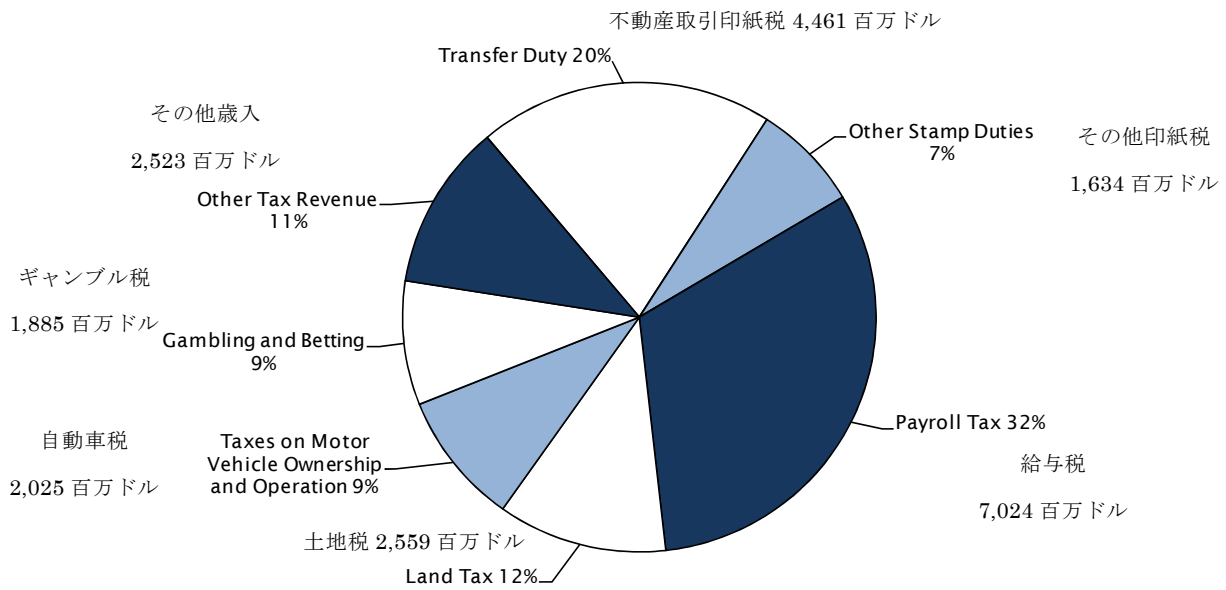
[図-5] NSW州歳入



【出展】NSW州 Budget statement 2012-2013

また、税収37%の内訳については、不動産取引印紙税20%（歳入全体の7.4%）、保険や自動車登録などのその他印紙税7%（2.6%）、給与税32%（11.9%）、土地税12%（4.4%）、自動車税9%（3.3%）、ギャンブル税9%（3.3%）、その他歳入11%（4.1%）となっている（[図-6]参照）。

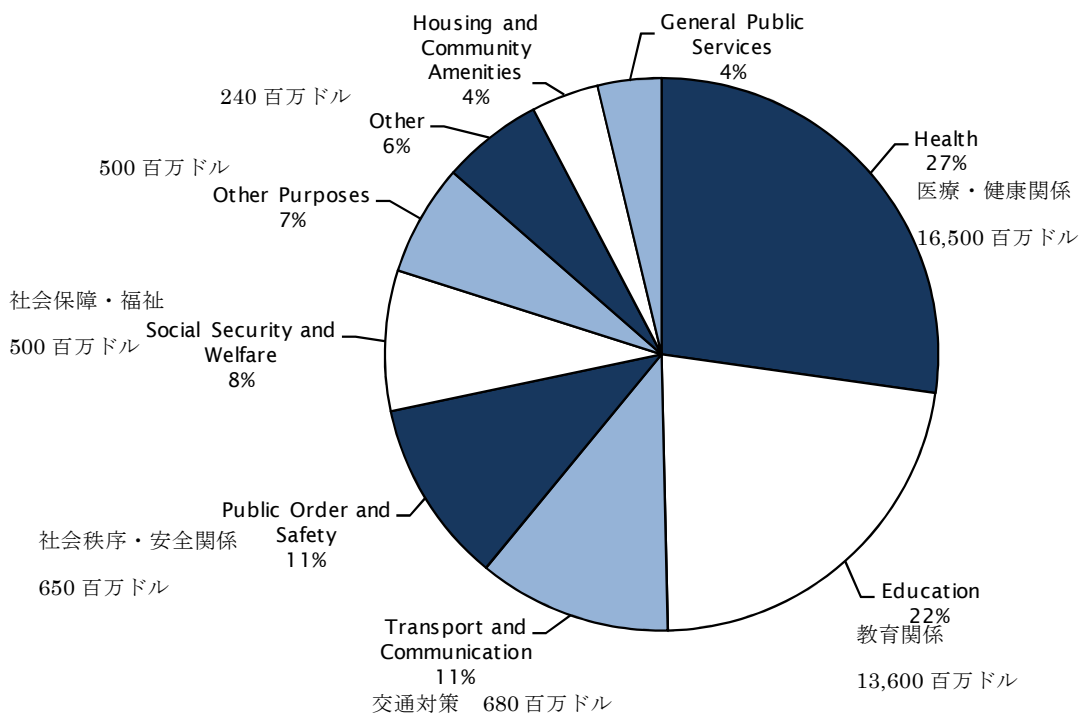
[図-6] NSW 州政府税収



【出展】 NSW 州 Budget statement 2012-2013

歳出については、がん対策・メンタルヘルス対策といった医療・健康関係に 27%、教育関係に 22%、交通対策関係に 11%、警察・消防・防災対策といった社会秩序・安全関係に 11%、高齢者・コミュニティといった社会保障・福祉関係に 8%の支出となっている（[図-7]参照）。

[図-7] NSW 州政府歳出



## 第2節 NSW州政府の予算編成過程

NSW州政府の予算編成過程は次のとおりである。

### (1) 9月 将来の予算見積もり

今後の3年間の予算計画を改訂し、各省庁の大臣に配布する。NSW州財務省は、来年度の公共事業<sup>17</sup>と経常予算、資本収入の提案についてNSW州の各省庁に要求する。

### (2) 11月 修正提案

NSW州の各省庁の大臣は、将来の予算見積もりに対応して、今後、施行する計画についての修正（例えば、新たなサービスを提供するためにより多くの資金を要求する）を提案する。また、合わせて、公共事業の提案書を提出する。

### (3) 12月～2月 予算委員会の開催

予算戦略を設定するために予算委員会が開かれ、NSW州の各省庁の大臣から出された提案について、審議を行う。

### (4) 3月 予算配分文書の通知

NSW州財務大臣は、予算配分文書を通知し、各省庁から提出された計画にどれだけの資金を配分するかを、NSW州の各省庁の大臣とNSW州議会に伝える。

### (5) 4月 予算委員会での審議・可決

予算委員会を開き、政府の最終予算方針を審議し、予算案を可決する。

### (6) 5月 NSW州議会への上程

予算案がNSW州議会に上程される。NSW州議会は予算案について議論するとともに、具体かつ詳細について、NSW州の各省庁の大臣及び担当者に対して質疑を行うため、評価委員会を開催することができる。

### (7) 6月 NSW州議会での審議・可決

NSW州議会は予算案を審議し、可決する。

## 第3節 NSW州議会における予算案の審議

ほかの法案と同様、予算案は、NSW州議会の上院と下院の双方の審議を経て、成立することとなる。予算案には、幾つかの特別な法律と手続きが適用されており、予算書案と歳出予算法案など、通常、次の5つの文書から構成されている。

---

<sup>17</sup>建築物や土地、道路、機械など、12カ月以上の期間、継続して利用するものを取得するための事業または事業資金（公共投資）

- ① 予算演説書：財務大臣が予算案の概要と政府の財務戦略を説明するもの
- ② 収支予算書：予算案の経済的背景を分析し、歳入及び歳出の現在の収支を概説するもの
- ③ 予算書：来年度の予想される歳入及び歳出についての情報を詳述するもの
- ④ インフラ報告書：NSW州のインフラ投資計画についての情報を詳述するもの
- ⑤ 歳出予算法案：政府に公的資金を使う権限を与えるための法案

上記の①～⑤以外に、予算案概要などの文書も公表されるが、これらは正式には予算案の一部とは見なされていない。また、随時、上記以外<sup>18</sup>の予算関連文書も公表されることがある。

予算案は、NSW州下院に先議権が認められており、NSW州上院は予算案について修正を加えることはできず、修正すべきであるとNSW州議会下院に提案することのみ可能となっている。

### (1) NSW州議会の役割

連邦議会上院とは異なり、NSW州議会上院は予算案の採決を1カ月以上留保することができず、NSW州議会下院を通過した予算案は、上院で可決しなかった場合でも、NSW州政府総督の承認を得た後、可決成立し、公布される。

NSW州議会下院で審議を行う議員は、予算案の歳出削減又は削除を提案できるが、歳出を増額する動議を出せるのは大臣だけとなっている。

### (2) 評価委員会

評価委員会は、議員による委員会で、NSW州政府による翌年度の予算案を検討するために設置される。

NSW州政府の各省庁で所掌事務が異なることから、所掌事務別に検討するため、複数の委員会が設置される場合がある。

評価委員会は、NSW州政府の各省庁の大臣又は各省庁の担当者を召喚し、予算案の詳細について説明を求めるとともに、支出項目の詳細についての報告を受ける。

検討中の政策についての公聴会を開催した後、評価委員会は、NSW州議会下院にその結果を報告し、予算案の項目の承認又は修正を提言することとなる。

なお、評価委員会は、NSW州議会上院又は下院のいずれか一方に設置するか又はNSW州議会上院及び下院の両院による合同委員会を設置することもできる。しかし、NSW州議会下院は1995年以降、評価委員会を設置していない。

### (3) NSW州議会が予算案を可決しなかった場合

NSW州下院が予算案を否決し、又は可決しなかった場合、NSW州政府は、NSW州議会下院の信任を得ていないと見なされるため、NSW州総督は、総選挙を執行するためにNSW

---

<sup>18</sup>予算関連文書として、“the Social Justice Budget Statement”及び“Long Term Fiscal Pressures Report”がある。

州議会下院を解散することができる。

また、NSW州議会上院が予算案の一部を拒絶するか、予算案の修正を提言又は1カ月採決を留保した後に可決できなかった場合、NSW州憲法（1902年）第5節A項に基づき、NSW州議会は予算案を総督に直接送付し、承認を求めることができる。

### 第3章 地方自治体の予算編成過程

#### 第1節 総合戦略プラン

##### (1) WA州地方自治体が作成する総合戦略プラン

WA州内のすべての地方自治体は現在、予算編成にあたり、「地方自治体法1995年」の第5条第56項<sup>19</sup>に基づき、総合戦略プランを策定することが求められている。

同法の規定に基づく「Integrated Strategic Planning Framework（総合戦略プランフレームワーク）」というガイドラインが策定されている。

地方自治体は、ガイドラインに基づいて、予算案を編成するための総合戦略プランを策定している。ガイドラインは、各地方自治体が総合戦略プランを策定するにあたっての工程・要件等の概要が示されているものの、地方自治体による単一の手法の適用を求めるものではないこととされている。

##### (2) 総合戦略プラン

総合戦略プランには、地方議会による地域社会の短期的、中期的、長期的要望の抽出と優先順位付け、既存の運営計画及び優先事項、リソーシングに影響を与える外部的要素などが含まれている。

総合戦略プランを策定する主な意義は、「地方自治体の将来的な展望及び構想」と「それらを達成するための道筋」の両方を提供することにある。地域社会の安全性や障がい者関連の計画、地域都市計画などの地方自治体の将来的な展望や構想を長期的に明確にする「地域社会計画（第1節（4）参照）」を策定し、その課題に具体的に対応するため、「地域行動計画（第1節（5）参照）」において、地方自治体のすべての資源（財政、所有する人的資源、資産及びインフラ）を活用するための資源戦略を策定する。「地域社会計画」及び「地域行動計画」を活用し、毎年度の「予算」に反映させることにより、地方自治体の議会が、地域の将来的な構想を明確に提示できるようにしている<sup>20</sup>。

総合戦略プランの策定には、「地域社会」、「地方自治体の議会」及び「首席行政職員（Chief Executive Officer：CEO）をはじめとした地方自治体」の3つの主要な要素が重要である。

- ①「地域社会」は、将来の展望及び要望並びに全体像を決定するために重要である。地域社会は、総合戦略プラン策定の工程に関与するとともに、地方自治体に対して、地域社会の要望に連動して進捗状況を報告し、地域社会の需要と状況の変化に応じて計画を修正するよう働きかけるなど、定期的な総合戦略プランの見直しに関与する。
- ②「地方自治体の議会」は、地域社会の状況又は要望の変化に基づき、地域社会計画と地方自治体の優先目標を4年ごとに定期的に見直しをするとともに、地

<sup>19</sup>Local Government Act(WA) 1995 Sect5.56(1) (2)

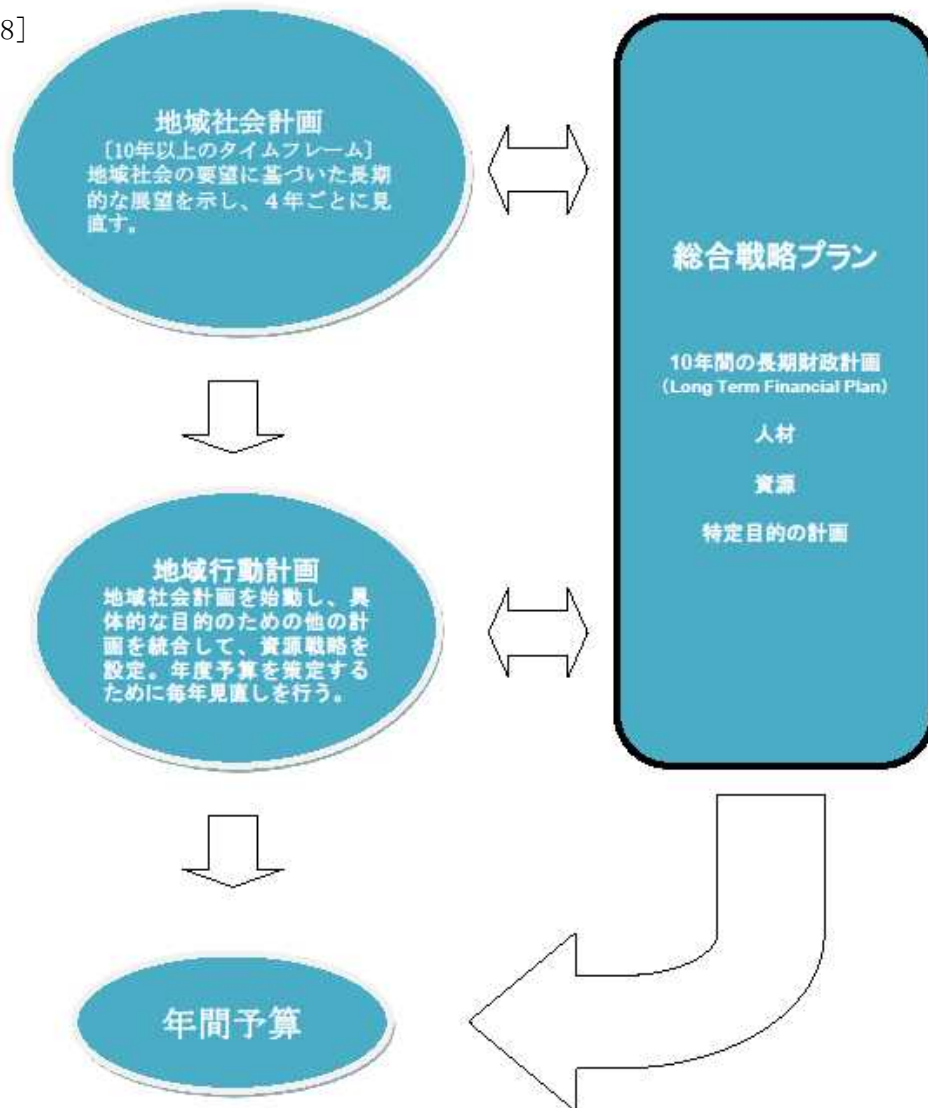
<sup>20</sup> WA州では、ガイドライン制定時において、地方自治体の3分の2以上が、長期的な資産管理及び財政管理に連動した総合戦略プランを持ち合わせていなかった。

域社会の代表として、地方自治体に対し、進ちよく状況の報告を求める。地域社会の福利と組織的な持続性の達成を最適化するため、地方自治体の議会は、より戦略的なレベルでの意思決定を行う。

- ③「主席行政職員（Chief Executive Officer：CEO）をはじめとした地方自治体」は、地方自治体の議会が決定した優先事項に沿って、地域社会の要望を満たすためのサービス、運営及び活動を行う。特に、CEO は、効果的な組織戦略と資源戦略を通じ、地域社会の持続的な成果を上げ、また、地域社会での代表である地方自治体の議会への定期的な報告を行うとともに、地方自治体組織内での主導的な役割を果たす。

また、「総合戦略プラン」、「地域社会計画」、「地域行動計画」及び「予算案」のそれぞれを体系で表すと次のような構成となる（〔図-8〕参照）。

〔図-8〕





### (3) 総合戦略プランの導入の背景

総合戦略プランの導入については、ジョン・カストリーリ地方自治体大臣が主導した WA 州政府の「Local Government Reform Program（地方自治体改革プログラム）」<sup>21</sup>の一環として、2009 年から研究が開始された。

2009 年 2 月には、「Local Government Reform Steering Committee（地方自治体改革運営委員会<sup>22</sup>）」が設置され、一部の地方自治体には優れた組織計画の例が見られるものの、全体的には以下を十分に持ち合わせていないと指摘されている。

#### <WA 州地方自治体における問題点>

- ・地域社会の要望と財政力、実用的なサービスとの間の説明可能で測定可能な戦略計画システムの欠如
- ・地域社会を将来にわたって維持することを可能にする地方自治体のサービス提供と資産管理の能力を適切に示す財務計画システムの欠如
- ・実際の資産管理コストを正確に反映するための工程とデータを伴った効果的な資産管理システムの欠如

これらの指摘に対して、地域社会の展望や地方自治体の長期的な目標を示すこと、長期的な目標を達成するために必要な資源を特定すること、目標達成のための長期的な財務上の影響と戦略を明確にまとめることを目的として、総合戦略プランが策定されることとなった。

総合戦略プラン策定のためのガイドラインは、「地方自治体のための計画は地域社会が主導することを認識すること」、「地域社会の必要性に即した組織及び資源の能力を築き上げること」、「各構成要素の統合及び相互依存性を理解することによって、成果を最適化すること」、「地方自治体が地域社会の必要性と事業環境の変化に適応し、反応するよう、業績の監視を重視すること」などの方針が示されている<sup>23</sup>。

### (4) 地域社会計画

地域社会の要望に基づいた期間 10 年以上の地域社会計画においては、地域の要望

<sup>21</sup>Government of Western Australia, Department of Local Government Local, “Government Reform”

<sup>22</sup>地方自治体改革運営改革委員会のメンバーは、WA州地方自治体大臣、WA地方自治体協会（WALGA）会長、地方自治体管理者協会（LGMA）WA会長、WA州地方自治諮問委員会委員、建設省事務次官、地域開発協会代表等

<sup>23</sup>総合戦略プラン策定のためのガイドラインは、「WA 州地方自治体改革運営委員会の報告書」、「地方自治体相と計画相の閣僚会議が発行する『Local Government Sustainability Framework（地方自治体持続可能性枠組み）』ガイド」、「NSW 州政府『Integrated Planning and Reporting Guidelines（統合計画・報告ガイドライン）』」、「QLD 州政府『Planning and Accountability（計画・説明責任）』」、「NZ 政府『Local Authority Planning Requirements（地方自治体計画要件）』に基づいて、作成されている。

を考慮に入れながら策定されており、社会的目標、経済的目標、環境に関する目標、人口動態や土地利用の変化などの要素が含まれている。例えば、メルビル市（第3章第2節参照）地域社会計画は、次のとおりとなっている。

#### <メルビル市地域社会計画>

メルビル市の地域社会計画は、9つのカテゴリから構成されており、各カテゴリは、「目的」、「実現方法」、「達成時期」、「実施主体」、「協力者」という項目に分かれている。主なカテゴリとその項目内容は次のとおりである。

##### ①カテゴリ：安全と安心

目的：市民が安心して、生活し、仕事をして地域活動に参加する  
実現方法：公共施設を安全な施設にし、市民が日中でも夜間でも使用できるようにすること  
達成時期：市民が、安全・安心できると感じるようになった時  
実施主体：メルビル市、WA州警察  
協力者：コミュニティグループ、NGO、個人

##### ②カテゴリ：健康的な生活環境

目的：市民が健康で、良好な生活環境を構築する  
実現方法：公共施設に、健康的なレクリエーション施設を造る  
達成時期：市民が、レクリエーション施設をよく使うようになった時  
実施主体：メルビル市、WA州保健省  
協力者：コミュニティグループ、民間のスポーツジム等

##### ③カテゴリ：持続可能性のある交通システム

目的：調和の取れた持続可能性のある交通システムの構築  
実現方法：主要道路に歩道及び自転車道の設置並びに身近な公共交通システムの推進  
達成時期：歩道及び自転車道が市民に提供され、公共交通機関を安全で便利に利用できるようになった時  
実施主体：メルビル市、WA州運輸省  
協力者：コミュニティグループ、政府関連団体

#### (5) 地域行動計画

地域社会計画の優先事項を実施するための資源戦略であり、年度ごとに見直しを行い、地方自治体の資源の有効活用を行うこととしている。メルビル市の地域行動計画は、次のとおりである。

## <メルビル市地域行動計画>

メルビル市の地域行動計画は、5つの最終目標が定められており、「(最終目標を達成するための)戦略」、「(メルビル市の)関連政策」、「2012/2013年度(当該年度)の主要措置」の項目から成り立っている。主な最終目標とその項目内容は次のとおりである。

### ①最終目標：安全で健康的な生活を営み、地域活動への参加

戦略：健康で積極的な地域活動への貢献

関連政策：メルビル市健康福祉政策計画、メルビル市運動活動政策、メルビル市近隣開発政策、メルビル市自転車政策

2012/2013年度の主要措置：

メルビル市健康福祉政策計画の見直しの開始、若者による施設への落書きについてメンタルヘルスの実行、各交通機関へ自転車を乗り入れることを容易にする政策を実行

### ②最終目標：地域経済の発展・繁栄

戦略：地域経済の発展と雇用機会の創出

関連政策：メルビル市地域計画、WA州基本方針「2031年への道筋とその後」、WA州経済と雇用創出計画、連邦政府ジャンダコット<sup>24</sup>空港基本計画

2012/2013年度の主要措置：

メルビル市公共施設の再開発、地域経済の投資促進と多様化のための地域経済発展戦略策定の準備

### ③最終目標：環境への責任

戦略：自然環境エリアの確保

関連政策：メルビル市美化計画、メルビル市公共スペース確保計画、自然環境保護計画

2012/2013年度の主要措置：

自然環境への影響を最小限にした持続可能な自然環境保護計画への改訂

## (6)メルビル市の地域社会計画とWA州政府の総合計画との関連性

メルビル市が策定した地域社会計画は、WA州政府が策定した「基本方針 2031年への道筋とその後 (Directions 2031 and Beyond)」という計画と関連付けられて整理されており、次のように表される ([図-9]参照)。

<sup>24</sup>ジャンダコット空港は、メルビル市近郊の空港である。

[図-9]

<p>地域社会計画（メルビル市） A strategic Community Plan for the city of Melville</p>	<p>地域行動計画（メルビル市） City of Melville Corporate Plan 2011～2015</p>	<p>基本方針 2031 年への道筋とその後（WA 州） Directions 2031 and Beyond</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全と危機管理への対応</li> <li>・社会福祉と文化的幸福の実現</li> <li>・地域の結び付きの強化</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 市民のためのメルビル市</p> <p><b>【主要戦略】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な地域に貢献</li> <li>・活気ある地域に貢献</li> <li>・躍動感がありつながりのある地域を実現</li> <li>・質の高い公共の場を提供</li> </ul>	<p><b>【住みやすさ】</b> 安全で心地良い地域</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能であり、利便性の高い交通機関の運営</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 市民のためのメルビル市</p> <p><b>【主要戦略】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済発展、ビジネス・雇用機会を促進</li> <li>・躍動感があり多様性のある商業地区の形成</li> <li>・州・連邦政府レベルで、メルビル市内における質の高い交通網整備を推進</li> </ul>	<p><b>【アクセス】</b> 各地方自治体は、すべての市民が、自宅から程良い距離内で、教育、仕事、娯楽、サービス、消費に関するニーズを満たすことができるようにすべきである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長と繁栄の実現</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 市民のためのメルビル市</p> <p><b>【主要戦略】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済発展、ビジネス・雇用機会の促進</li> <li>・躍動感があり多様性のある商業地区を形成</li> <li>・州・連邦政府レベルで、メルビル市内における質の高い交通網整備を推進</li> </ul>	<p><b>【繁栄】</b> 世界の中の都市としての成功は、各地方自治体の現在の繁栄のもとに成り立つ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境への対応</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 環境責任と模範の提示</p> <p><b>【主要戦略】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然地域を保全・強化</li> <li>・自然環境への影響を最小限にした持続可能な開発</li> <li>・優れた運営・管理を通し、</li> </ul>	<p><b>【持続可能性】</b> 各地方自治体は、環境により課された制約の範囲内で成長すべきである。</p> <p><b>【責任】</b> 各地方自治体は、都市</p>

	産業をリード ・気候変動に適応 ・持続可能な都市環境整備を促進	部の成長を管理し、利用可能な土地とインフラを最も効率的に活用する責任を持つ。
--	---------------------------------------	--

以上を踏まえたうえで、本章第2節以降で、メルビル市の具体的な予算編成について、説明することとする。

## 第2節 メルビル (Melville) 市

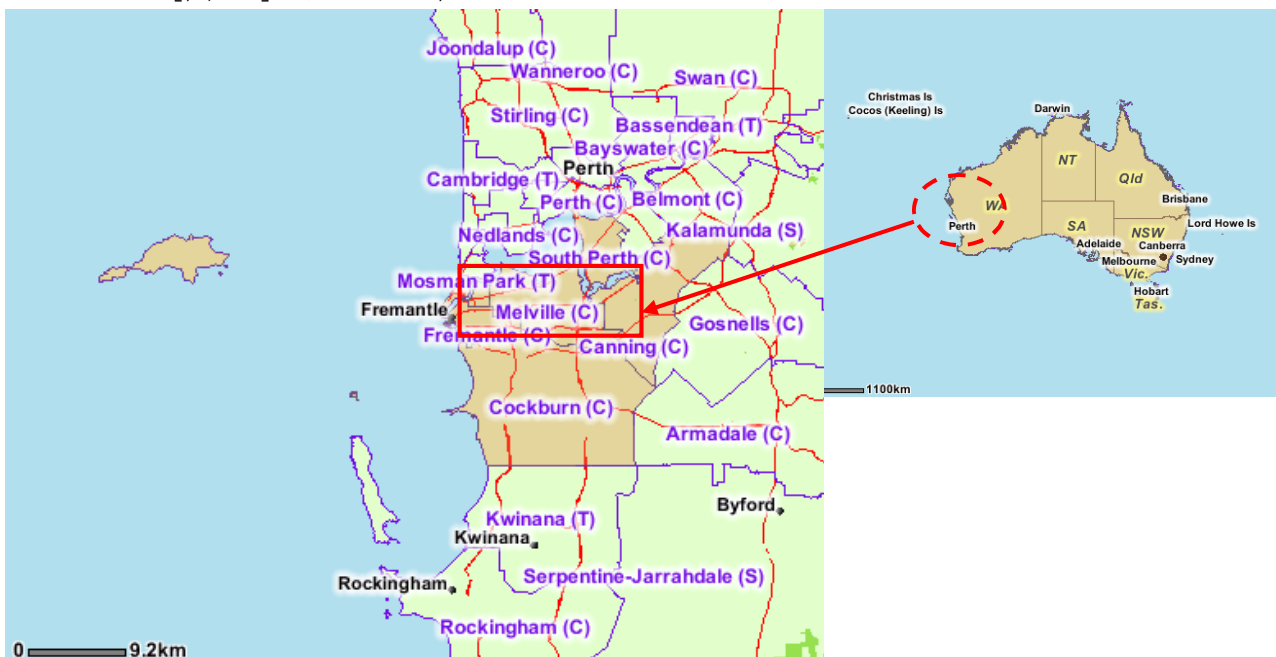
### (1) メルビル市の概要

メルビル市は、WA州の州都であるパース市から、約8km離れたスワン川対岸の都市であり、市域52.73k m<sup>2</sup>、人口は、現在10.2万人であり、人口が増加傾向にある住宅都市である。職員数約700人、内訳として、フルタイムジョブ約450人、パートタイムジョブ約250人であり、パートタイムジョブは、ごみ収集、図書館などでの業務が中心となっている。

メルビル市は、1901年に設立された。パース市とインド洋に面した貿易港であるフリマントル市の中継地点として発展してきており、1961年にシャイアとなり、1968年に市となる。市の特徴として、人口増加の需要に対応するための宅地開発が行われているが、環境保全にも力を入れており、地域コミュニティの協力を得ながら、人口増加と環境保全への両方に対応しつつ、街を発展させている。

なお、2014年にWA州立の大型病院が開設予定であり、就業人口が7000人以上増えるといわれている。

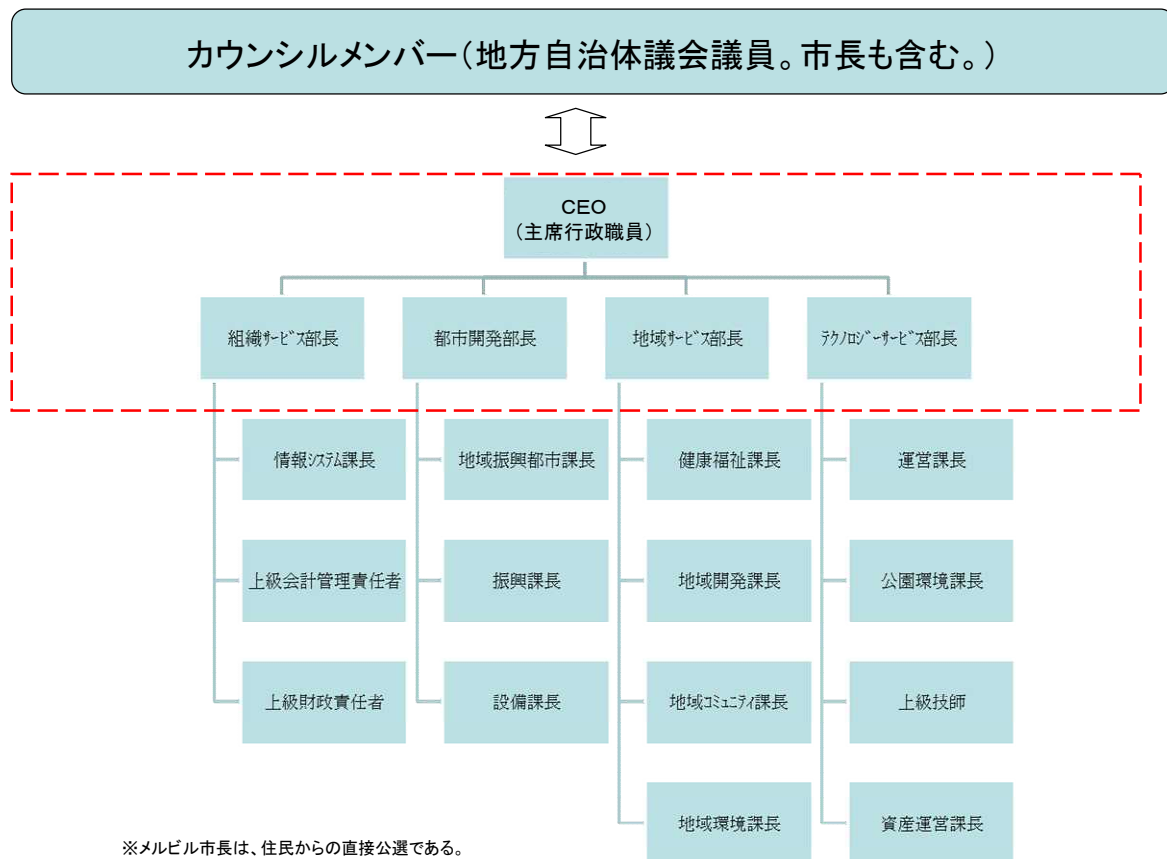
[図-10] メルビル市



## (2) メルビル市の組織構造

メルビル市の組織構造は、主席行政職員（Chief Executive Officer：CEO）をトップとするピラミッド構造であり、主席行政職員がすべての市の事務を掌理する。また、組織サービス部長、都市開発部長、地域サービス部長、テクノロジーサービス部長は、メルビル市の幹部会議<sup>25</sup>のメンバーであり、メルビル市の重要な方針の決定に参画する（[図-11]参照）。

[図-11] メルビル市組織図



## (3) メルビル市の歳入歳出構造

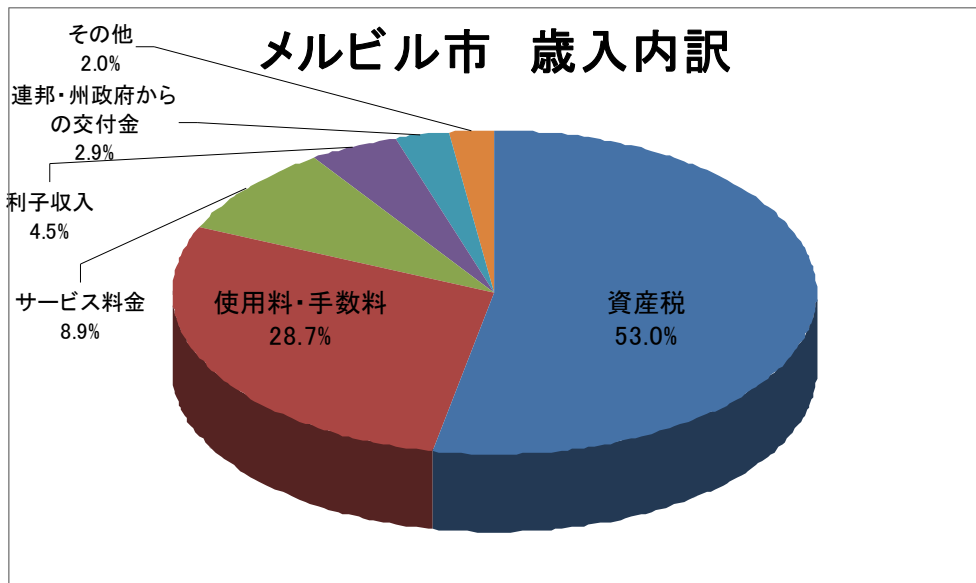
2012/2013年度のメルビル市の歳入は、総額 99,152,028 ドルであり、うち資産税が、全体の 53.0% (52,530,050 ドル) を占め、以下、使用料・手数料 28.7% (28,418,003 ドル)、サービス料 8.9% (8,792,761 ドル)、利子収入 4.5% (4,425,000 ドル)、連邦・州政府からの交付金 2.9% (2,840,977 ドル)、その他 2.0% (2,145,237 ドル) となっ

<sup>25</sup>[図-11]の赤点線が、幹部会議のメンバーである。Executive Management Team. Chief Executive Officer, Director Corporate Services, Director Community Development, Director Technical Services, Executive Manager Legal Services and Executive Manager Organisational Development.

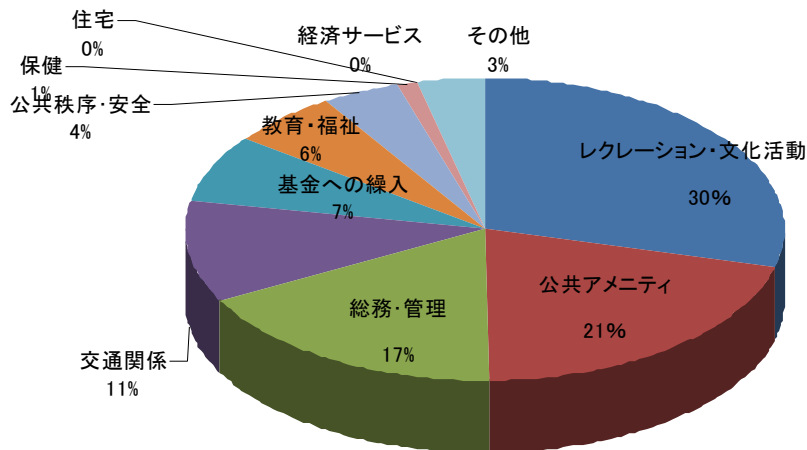
ている。

歳出については、総額 91,879,744 ドルであり、レクリエーション 28.9% (26,598,633 ドル)、公共アメニティ 20.9% (19,172,687 ドル)、総務・管理 17.5% (16,062,578 ドル)、交通関係 10.8% (9,897,362 ドル)、基金への繰入 7.2% (6,575,980 ドル)、教育・福祉 5.9% (5,463,762 ドル)、公共秩序・安全 4.1% (3,723,487 ドル)、保健 1.1% (1,035,558 ドル)、経済サービス 0.1% (106,161 ドル)、住宅 0.1% (50,173 ドル)、その他 3.4% (3,193,363 ドル) となっている（[図-12]参照）。

[図-12] メルビル市歳入歳出



### メルビル市目的別歳出内訳



#### (4) 同規模の人口・面積を持つ日本の地方自治体との比較

メルビル市の歳入歳出規模を、より分かり易くするため、同規模の人口・面積を持つ日本の地方公共団体、神奈川県伊勢原市と比較することとする。

メルビル市	人口	103,767 人 (2011 年)	
	市域	52.73k m <sup>2</sup>	
	神奈川県伊勢原市	人口	100,927 人 (2013 年 3 月 1 日住民基本台帳人口)
		市域	55.52k m <sup>2</sup>

メルビル市の予算規模は、神奈川県伊勢原市の 1/4 程度である ([表-2]参照)。

[表-2] 日本の地方自治体の予算規模比較

メルビル市役所と日本の地方自治体 (神奈川県伊勢原市) との比較

<単位: 万円>

【歳入】メルビル市		【歳入】神奈川県伊勢原市	
資産税	435,999	市税	1,555,190
使用料・手数料	235,869	市債	233,160
サービス料金	72,980	国庫支出金	417,341
利子収入	36,728	譲与税・交付金	210,137
連邦・州政府からの交付金	23,580	県支出金	204,775
その他	17,805	財産収入・寄付金等	193,959
		繰越金	34,525
		分担金及び負担金	33,052
		使用料・手数料	31,292
合計	822,961	合計	2,913,431

【歳出】メルビル市		【歳出】神奈川県伊勢原市	
レクリエーション・文化活動	220,769	民生費	1,078,630
公共アメニティ	159,133	土木費	411,361
総務・管理	133,319	総務費	352,759
交通関係	82,148	公債費	261,228
基金への繰入	54,581	衛生費	240,368
教育・福祉	45,349	教育費	216,634
公共秩序・安全	30,905	消防費	110,447
保健	8,595	商工費	77,858
経済サービス	881	農林水産費	47,646
住宅	416	その他	36,476
その他	26,505	合計	2,833,407
合計	762,601		

※メルビル市は、2012/2013 年度予算、神奈川県伊勢原市は、2011 年度 (平成 23 年度) 決算。

※メルビル市予算について、1 ドル=83 円として算出し比較している。



### 第3節 メルビル市における予算編成

メルビル市では、連邦政府及び州政府と同様、予算年度は、7月1日から翌年6月30日までとなっている。メルビル市の予算編成については、WA州の総合戦略プランに基づいて策定されている。

#### (1) 7月下旬 地域行動計画の更新等

地域行動計画の更新を行うとともに、メルビル市の幹部会議メンバーとメルビルのカウンシルメンバー（地方自治体議会議員）は、次年度予算の優先項目について協議を行い、今後の予算編成上、影響を与えると考えられる要件及び優先事項を検討する。

#### (2) 9月下旬 各種計画の決定

人員計画、資産管理、資産管理計画及び次年度予算の優先項目について決定する。

#### (3) 10月中下旬 長期財政計画の更新等

次年度計画の投資対効果について検討するとともに、10年間の長期財務計画（Long Term Financial Plan）の更新を行う。

#### (4) 11月上旬 各年度の予算編成の始動

メルビル市の予算編成基準についての作成について準備を始める。これは、各年度の予算編成の「始動」にあたるものであり、(1)から(3)までは、予算編成の事前準備となる。

#### (5) 12月中旬 予算編成基準等

12月10日前後に、予算編成基準について、地方自治体議会議員へ説明を行う。議員への説明終了後、12月20日までに予算編成基準を完成させる。

#### (6) 1月末～4月 予算編成基準について庁内説明及び予算案の完成

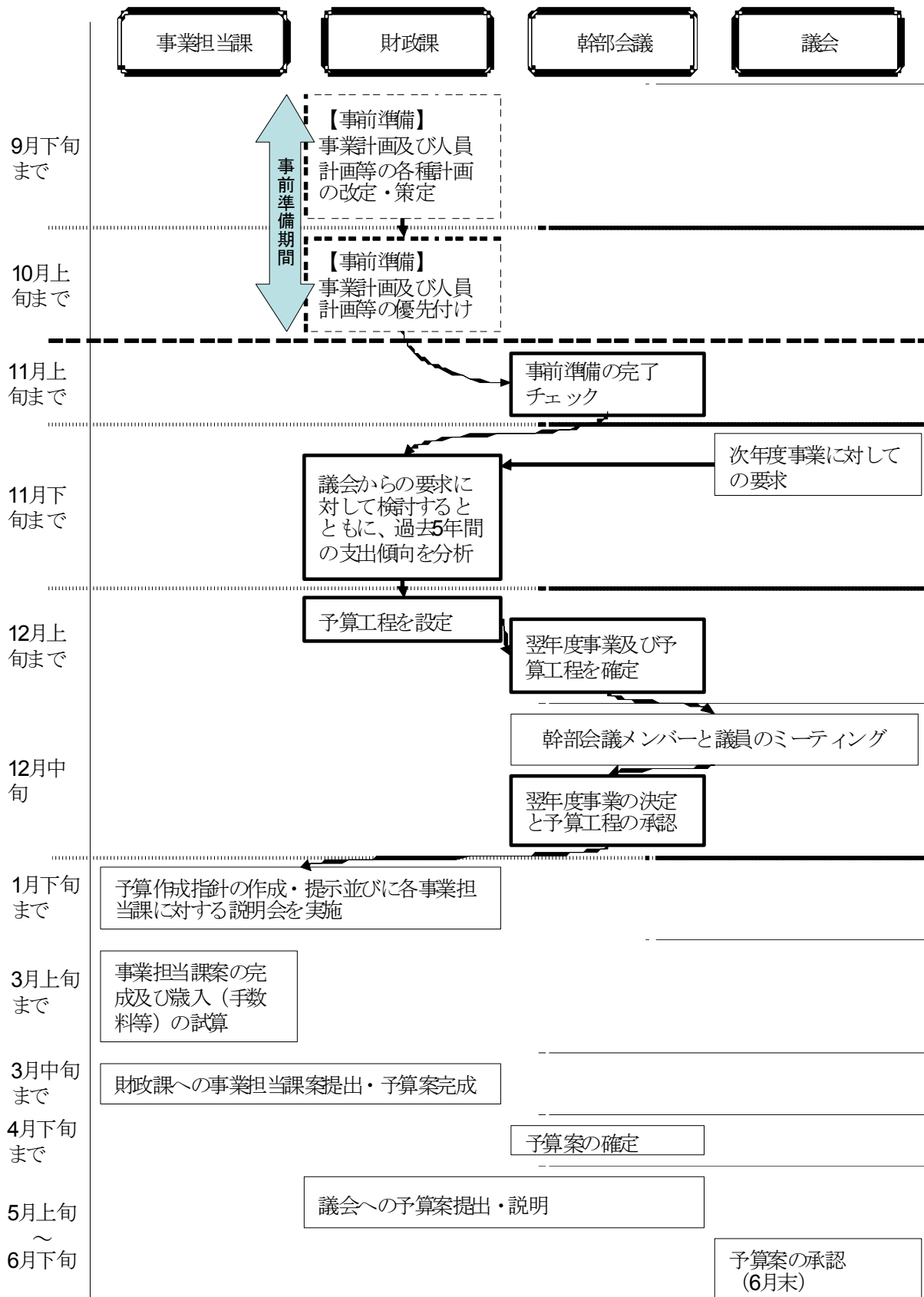
1月末までに、地方自治体内に予算編成基準について説明を行う。その後、各局内で予算案の取りまとめを行う。3月末までに財政担当課で予算案を取りまとめ、4月中に予算案を完成させる。

#### (7) 5月上旬～6月末 地方自治体議会への説明及び承認

5月上旬から、新年度予算について議員への説明を行い、6月末までに市議会の承認を得る。

なお、予算編成のより詳細な全体的なスケジュールは、[表-3]のとおりである。

[表-3] メルビル市の予算編成の流れ



※メルビル市は、事前準備期間を予算編成過程の一部として取り扱っていない。

おわりに

地方自治体のレポートを作成するにあたり、WA州メルビル市長をはじめとしたカウンスルメンバーの皆さん、メルビル市の主席行政職員である Dr. Shayne Silcox、今回の取材に色々と資料を提供していただいた Mr. Martin Tielemanをはじめとしたメルビル市職員の皆さん、予算編成のレポートを取材するにあたり、メルビル市を紹介していただいた WA州地方自治体協会事務局長 Ms. Ricky Burges に、感謝を申し上げたい。

## 参考文献等一覧

### 1 法令

- “Commonwealth of Australia constitution Act” 「連邦政府憲法」
- “Appropriation Act(No.1) 2012-2013” 「連邦政府 2012-2013 年度 No.1 予算法案」
- “Appropriation Act(No.2) 2012-2013” 「連邦政府 2012-2013 年度 No.20 予算法案」
- “New South Wales Consolidated Acts 1902” 「NSW 州憲法」
- “Western Australia Local Government Act 1995” 「WA 州地方自治体法」

### 2 統計

Australian Bureau of Statistics (連邦政府統計局)

### 3 他参考文献・資料 (英文)

- 「Budget 2012/2013」 Australian Government
- 「Australia Government Cost Recovery Guidelines July 2005」 Australian Government Department of Finance and Administration
- Department of Finance and Deregulation website
- Department of Treasury website
- Department of the Prime and Cabinet website
- 「NSW Budget Statement 2012-2013」
- 「The Budget process No.11」 Parliament of New South Wales
- 「Local Government Reform in Western Australia」 Government of Western Australia, Department of Local Government
- 「Integrated planning and reporting, Frame work and guidelines」 Government of Western Australia, Department of Local Government
- 「Meeting cycle Calendar 2012 City of Melville」
- 「Budget2012-2013 City of Melville」
- 「Annual Budget Process City of Melville」
- 「The City of Melville Corporate Plan 2012-2016」
- 「People places Participation 2012-2022, A strategic community plan for the city of Melville」

### 4 他参考文献 (邦文)

- 久保田 治郎 「オーストラリア地方自治体論」
- 田中 秀明 「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケーススタディ(1) オーストラリア 独立行政法人 経済産業研究所」
- シドニー日本商工会議所 「オーストラリア概要」
- 神奈川県伊勢原市 「平成 23 年度決算」

### 【執筆者】

財団法人自治体国際化協会シドニー事務所  
所長補佐 田頭 真二